

次のとおり、公募により企画提案を募集し、最も優秀な提案をした者を契約の相手（候補者）として特定する手続き（公募型企画提案方式）を実施するので公告する。

令和6年4月19日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 山下 真

1 業務概要

(1) 業務名

デジタルマーケティング支援業務委託

(2) 業務内容

3により交付する仕様書等のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 委託上限額

金4,980,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 日本国内に営業所または、事業所を有していること。
- (2) インボイス制度に基づき、税務署の審査を受けて登録される適格請求書発行事業者であること。
- (3) 奈良県において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
- (9) 過去2年間に公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下、「当センター」という。）または県等の地方公共団体、商工会議所等の経済団体、公益社団法人等の非営利法人から類似講座及び研修実施の受注の経験が2回以上あること。
- (10) これまでEC活用に取り組んだことの無い中小企業・小規模事業者でも理解しやすく、興味を持って取り組むことができるような内容を企画する能力を有する者。
- (11) 過去に同様の講座等の開催実績があり運営に関して懸念がないこと（会場参加、リモート参加、ハイブリッド型式のいずれにも対応が可能なこと）。
- (12) 委託内容を確実に履行できるものであること。

3 公募型企画提案説明書、業務仕様書の配布

- (1) 配布期間 令和6年4月19日(金)から令和6年5月14日(火)まで
- (2) 配布場所 公益財団法人奈良県地域産業振興センターのホームページからダウンロード

4 参加申込書の提出期限、場所、方法

本件公募型企画提案に参加しようとする者は、次により参加申込書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年5月14日(火) 午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、令和6年5月14日(火)午後5時までに必着。
- (3) 提出先 下記9の問い合わせ先に記載のとおり。

5 企画提案にかかる質問及び回答

- (1) 受付期限 令和6年4月26日(金) 正午まで
- (2) 提出方法 様式5の質問票を使用し、FAXにより提出(提出期限必着。)なお、質問票を送信する際は、到着確認のため必ず電話連絡すること。受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出先 下記9の問い合わせ先のとおり
- (4) 回答方法 公益財団法人奈良県地域産業振興センターホームページに回答書を5月7日(火)午後3時以降に掲載する。なお、個別には回答しないこととし、質問者名は掲載しません。

6 企画提案書の提出期限、場所、方法

- (1) 提出期限 令和6年5月14日(火) 午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、令和6年5月14日(火)午後5時までに必着。
- (3) 提出先 下記9の問い合わせ先のとおり

7 最良の提案をした者の特定方法

デジタルマーケティング支援業務委託事業者選定委員会において、あらかじめ定めた審査基準及び方法により審査を行い、候補者を特定する。なお、提案者は、選定委員会において対面によるプレゼンテーションを実施するとともに、質疑にも応答すること。

開催日時 令和6年5月21日(火) 時間未定(予定)

開催場所 奈良県産業振興総合センター 第3会議室

なお、詳細については参加申込書等(企画提案書等)の提出後、要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知します。

8 契約の不締結

7の候補者特定後、契約締結までの間に、特定した候補者(以下、被特定者という。)について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 被特定者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないこ

とが明らかになったと認めるとき。

- (3) 被特定者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、当センターがこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 問い合わせ先

〒630-8031 奈良市柏木町129番地1 奈良県産業振興総合センター3階
公益財団法人奈良県地域産業振興センター 金融・経営支援課あて
TEL 0742-36-8311
FAX 0742-36-4010
ホームページ URL <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/>

10 その他

- (1) 本件企画提案の参加によって必要な提案書の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。また提出された提案書類等は返却しません。
- (2) 審査結果は、企画提案書を受け付けた事業者に対して書面で通知し、9問い合わせ先に記載のホームページにて審査結果を掲載する。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。
- (3) 詳細は、公募型企画提案説明書及び委託業務仕様書による。

以上